

BASIC PLANNING CONCEPTS FOR TOSHIMA CITY



BASIC PLANNING CONCEPTS FOR TOSHIMA CITY

未来へひびきあう人まち・としま

豊島区基本構想

平成27年(2015年)3月改定



発行
平成27年(2015年)3月
豊島区政策経営部企画課
〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1
TEL 03-3981-1111 (代表)





あいさつ

基本構想を策定した平成15年（2003年）3月から、早いもので12年が過ぎました。構想期間の折り返し点を過ぎた今年、残りの期間における区のまちづくりの指針を示すため、最新の社会経済状況、区政の動向を反映させて、基本構想を見直しました。

この間、我が国は、未曾有の大災害となった東日本大震災、長きにわたる景気の低迷、そして人口減少の始まりなど、大きな変化を経験してきました。そして、人口減少・超高齢社会に対応し、だれもが安全・安心に暮らせる新たな社会モデルの構築に国を挙げて取り組み始めています。

一方、東京では、平成32年（2020年）に、オリンピック・パラリンピック大会の開催が決まり、およそ50年振りとなるスポーツと文化の祭典を日本国中で盛り上げていこうとしています。

今回の見直しでは、従来から基本構想が掲げている区民の参加と協働によるまちづくりの基本を踏襲しながらも、急激に国際都市へと変貌していく東京の中にあって、豊島区が「国際アート・カルチャー都市」として世界に誇るべき豊かな歴史・文化資源を生かしながら、魅力にあふれ、だれもが暮らしやすいまちであり続けるための長期的な指針をお示しました。

世界に開かれ、だれもが輝くまちづくりを進めていく主役は、豊島区に住み、学び、働き、活動する皆さん自身です。

力を合わせて、胸を張って次代に引き継げるまちづくりを進めていきましょう。

平成27年3月 豊島区長

高野之丈

目次 CONTENTS

はじめに	
基本構想の見直しにあたって	2
見直しの背景	3
平成15年における基本構想の策定の趣旨	4
平成15年における基本構想の策定の背景	4
第1章 基本構想の目的	5
第2章 基本構想の期間	5
第3章 将来像	5
第4章 基本方針	5
第5章 めざすべき方向	7
第6章 構想実現のために	11
改定後と改定前の基本構想の新旧対照表	12

はじめに

●基本構想の見直しにあたって

豊島区基本構想は平成15年3月、21世紀の第1四半世紀を構想の期間とし、区の将来像を描き、まちづくりの方向性を示す指針として策定されました。

策定から10余年が経過するなか、人口減少と超高齢社会の到来、経済活動や文化交流におけるグローバル化の一層の進展など、我が国の社会経済はめまぐるしく変化しています。

区においては、豊島区の自治の最高規範として「自治の推進に関する基本条例」を制定し、また、安全・安心まちづくりの国際認証である「セーフコミュニティ」と朋有小学校における「インターナショナルセーフスクール」の取得、地域区民ひろばの展開、雑司が谷地域の歴史と文化のまちづくり活動の「プロジェクト未来遺産2014」への登録、新庁舎の整備、「国際アート・カルチャー都市」づくりへの挑戦など、これからのまちづくりにも大きな影響をもつ取り組みの進展がありました。

このたび、次期基本計画の策定を前に、構想の期間も半ばを過ぎ、社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、第2章ただし書に基づいて平成15年策定時の構想を尊重しつつ、所要の部分を見直すことといたしました。

これにより、これからのまちづくりの方向をより明確化し、豊島区がめざす将来像の実現に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

●自治の推進に関する基本条例

まちづくりや区政への参加の基本ルール、地域社会の多様な主体による協働の基本原則等を定める条例として、平成18年3月に制定されました。自治の基本となる内容を規定し、区民及び区はその理念を尊重することとしています。

●セーフコミュニティ

「WHO（世界保健機関）地域の安全向上のための協働センター」が推進している安全・安心まちづくりの国際認証制度です。豊島区は平成24年11月、世界で296番、日本では5番目、東京のような大都市では初めて認証を取得しました。「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防することができる」との理念に基づき、人と人の絆を広げながら、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動です。

●インターナショナルセーフスクール

学校や学区における子どもたちの心身のけがや事故、いじめ等を予防することによって、安全で健やかな学校づくりをすすめる活動です。「WHO（世界保健機関）地域の安全向上のための協働センター」が推進している学校単位の認証制度で、セーフコミュニティと同時に区立朋有小学校が世界で103番目、日本で3番目となる国際認証を取得しました。

●地域区民ひろば

従前の児童館、こつぶきの家のあり方を見直し、子どもから高齢者までどなたでも利用できる施設として、平成18年度から条例化し、整備をすすめてきました。小学校区ごとに設置しており、地域コミュニティの拠点として子育て支援、高齢者の健康活動支援や世代間の交流等の事業を実施し、セーフコミュニティの拠点としても位置づけています。

●プロジェクト未来遺産2014

地域の豊かな自然や文化を100年後の子どもたちに残すために地域の団体が取り組む活動を、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が「プロジェクト未来遺産」として登録しています。2014年度（平成26年度）の新たな登録として、雑司が谷歴史と文化のまちづくり懇談会が取り組んできた「『雑司が谷がやがや』プロジェクト～歴史と文化のまちづくり」が選ばれました。

●見直しの背景

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

我が国は、全体としては人口減少社会の到来を迎え、少子高齢化も急速にすすんでいます。現在は転入人口に支えられて人口が増加している豊島区においても、いずれは人口減少を迎えることが想定されます。

こうした人口の減少と人口構造の変化は、社会保障をはじめ雇用や経済活動、コミュニティのあり方など地域社会にも大きな影響を及ぼすことになります。

このため、豊島区においても将来を見据え、人口減少の克服は日本全体の課題という認識のもと、さまざまな対策を講じながら地域社会の持続的な発展に取り組んでいく必要があります。

2 安全・安心なまちづくりへの意識の高まり

平成23年3月11日に発生した大地震は、我が国に未曾有の被害をもたらしました。この東日本大震災は、都市基盤整備の重要性や帰宅困難者への対応など、大都会が抱える多くの課題も浮き彫りにし、地域で暮らす人々の絆と支え合いの輪を再生させ、地域力を高めていくことの大切さを再認識させるものでした。

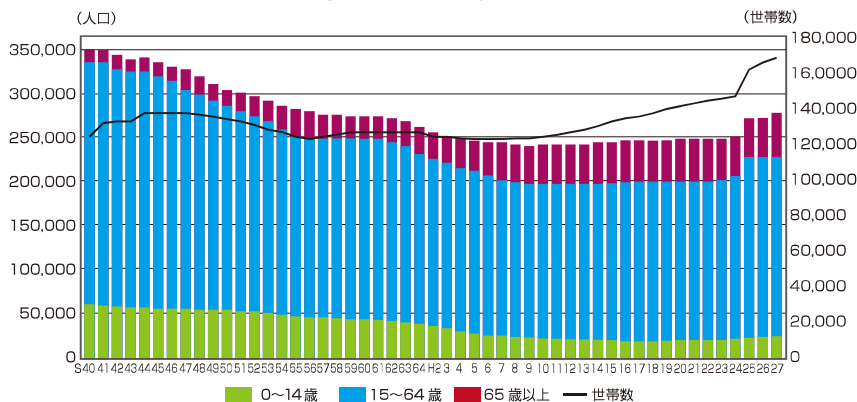
日本一の高密度都市であり、国内外から多くの来街者を迎える都市である豊島区が、これからも活力あふれるまちとして発展していくためには、地域の主体が連携・協働の輪を広げながら、安全・安心のまちづくりをさらに推しすすめていくことが求められます。

3 国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催

今日の社会は、情報通信技術の高度化、交通手段の発達等により、人、物、情報の流れ、文化交流などのグローバル化が加速度的にすすんでいます。首都東京の一角を占める豊島区は、地域独自の魅力的な伝統や文化を内外に発信し、日本全体の活性化を牽引することが求められています。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に東京で開催され、スポーツ、文化、教育、観光、都市再生など幅広い分野での発展が期待されています。豊島区の特徴的な魅力をさらに高めつつ、大会の効果を持続的なものとするなど中長期的な視点のもと区民生活の向上につながるまちづくりをすすめていくことが重要となります。

●豊島区の人口と世帯数の推移



※各年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世帯数(平成25年からは外国人住民を含む)

●平成15年における基本構想の策定の趣旨

豊島区は、平成7年、地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするために前基本構想を策定しました。

その後、我が国の社会経済は予想を上回る長期の構造的な不況に陥り、日常生活に対する先行きの見えない不安感が広がっています。

区内においては、人口の減少傾向に歯止めがかかったものの、超高齢社会への進行は一層速まるものと予測されています。

一方、従来の成長を重視する考え方は見直されつつあり、地球環境への負荷の少ない社会を次代に引き継いでいこうとする考え方が主流になっています。さらに精神的な豊かさや自己実現への欲求の高まり、多様な生き方への志向など、人々の意識も大きく変わってきています。これからは、さまざまな人々が対等な立場で互いを尊重しあい、共に支えあって生きていく「共生社会」の実現が求められています。

また、社会の変動がますます加速する中、その変化を敏感に受け止め、柔軟に対応し、区民と共に成熟社会にふさわしい新しい地域社会づくりをすすめていくことが必要です。

そこで、豊島区は、あらためて、平和を礎とし、区内に暮らし、働き、学び、訪れるすべての人の人権が守られ、個性が尊重され、人々が誇りと希望を持って住み続けることができる地域社会づくりをすすめる決意をしました。

豊島区のこれからの新しい成長に向け、区の将来像を描くとともに、地域社会づくりの指針として、ここに新たな基本構想を策定します。

●平成15年における基本構想の策定の背景

1 構造改革の進展

成長を前提にした社会構造を変革し、新たな時代にふさわしい社会経済システムを構築するため、さまざまな分野で抜本的な構造改革がすすめられています。

地方自治体においても、住民本位の質の高い行政サービスを提供するため、さらなる自己改革を図るとともに、より効率的な行政システムへの転換が求められています。

豊島区では、これまで内部努力の徹底をはじめ、各種白書など行政情報の公表や外部監査制度の導入を積極的にすすめてきました。今後さらに区民の満足感を高め、いつまでも住み続けられる地域社会を創り出していくために、区民の目線から区政運営システムを見直し、魅力ある地域社会の構築に努めていく必要があります。

2 地方分権改革等の進展

地方分権改革、都区制度改革により、豊島区は、住民に最も身近なところで自己決定、自己責任に基づいた地域づくりをすすめることが可能となりました。

分権型社会を構築し、個性ある地域づくりを行うためには、さらなる情報公開を通じた行政の透明性の向上と計画づくりからの区民の参画と協働を推進する必要があります。

また、地方分権改革、都区制度改革をさらにすすめる、財源配分の適正化や23区横並び行政からの脱却への取り組みを継続していきます。

3 安定した成熟社会に向けて

これまでのスピードや効率性が重視された高度成長型社会から、安定した生活基盤を礎に生きる楽しさや心の豊かさを楽しむことができる成熟社会への移行により、区民の意識が大きく変化することが想定されます。

こうした中、高度情報通信ネットワーク化の進行により、すべての人がいつでもどこでも情報を享受できるユビキタス社会に向けた地域情報化への取り組みも望まれます。

これからの区政運営には、今ある社会資本を活用し、調和のとれた持続可能な社会への転換をめざす取り組みが求められています。

第1章

基本構想の目的

この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。

また、基本構想は、区民、地域で活動する団体、企業等と区に関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。

第2章

基本構想の期間

構想の期間は、21世紀の第1四半世紀とします。

ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。

第3章

将来像

豊島区のめざすべき将来像を、次のとおり掲げます。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

第4章

基本方針

豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。

区民が誇りを持ち、住み続けることができる安全・安心で豊かなまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ豊島区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。

そこで、基本構想の将来像を実現するため、豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。

1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく ～「参画」と「協働」のシステム構築～

住民に最も身近な自治体として、さまざまな主体の参画と協働による「わかりやすい区政」、「区民の目線での行政運営」をめざします。

また、区は自律的な区政運営をすすめるため、新たな区政運営システムの確立に取り組みます。

2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する ～すべての区民が喜びあえるまち～

豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。

ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安全・安心のまちをめざして地域の連携を構築します。

また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。

3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす ～再び訪れたい魅力あるまち～

東京を代表する都市として世界に目を向けながら、商業、業務、文化、観光、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。

充実した交通機能を有するという特色を生かした活気あふれるまちづくりをすすめます。

また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。

4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす ～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～

都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造と発信に努めます。

また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。



めざすべき方向

基本方針を具体化するため、地域づくりのみちすじや取り組むべき方向性を以下に示します。

1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち

① 区民等の参画の推進

- 自治の推進に関する基本条例のもと、計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめます。
- 政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。
- 地域における活動を促進する拠点の充実を図るとともに、まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。
- 区民、NPO、ボランティア団体、事業者、大学、区の役割分担を明確にし、互いに連携しながらその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

② 新たな区政運営システムの確立

- 政策立案や施策実施にあたっては、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制を整備します。
- 区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していきます。
- 財源確保の取り組みを行い、財政運営基盤を強化していきます。
- 自治推進の新たな拠点である新庁舎の機能を最大限に発揮するとともに、より質の高い区民サービスを提供していきます。



2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち

① すべての人が地域で共に生きていけるまち

- 性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだけれども、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、根のない交流や支え合うことができる環境をつくります。
- 介護が必要な高齢者や障害者が尊厳をもって地域で暮らしていけるよう、総合的・効果的に利用できるサービスの仕組みを整備します。
- すべての区民が平等に参画し、持てる力を発揮できるまちをめざします。
- 地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。

② 子どもを共に育むまち

- 子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすめます。
- 希望するだけれども、安心して家庭を営み、子どもを産み育てられる環境づくりをすすめます。
- 子ども一人ひとりの成長と生活を全体としてとらえ、地域全体が温かい目で子どもや家庭を見守り、支援していくネットワークを整備します。
- 地域でのさまざまな体験学習を通じた温もりのある教育を充実していきます。
- 個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。

③ 多様性を尊重し合えるまち

- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくります。
- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくります。



④ みどりのネットワークを形成する環境のまち

- 自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざします。
- みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やし、いのちと暮らしを支え、生物多様性を守ります。
- 区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備します。
- 水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすめます。

⑤ 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

- 既存ストックの活用をすすめるなど、地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進していきます。
- 人と環境にやさしく安全・安心に暮らし続けられる都心居住を実現していきます。
- 災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備をすすめます。
- 防犯・防災のための地域のパートナーシップをつくります。
- 日常生活に係る危険を予防し、安全・安心に生活できる地域をめざします。
- 道路空間がもつ多様な機能に着目するなど、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすめます。

3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

① 首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち

- 商業、業務、文化、娯楽、居住等の多様な機能を充実します。
- 近隣自治体等との交流・連携によりさらなる活性化を図ります。
- JR線、東武東上線、西武池袋線、都電荒川線、地下鉄丸の内線・有楽町線・副都心線などが通るターミナルとしての特性を生かしたまちづくりをすすめます。

② 魅力と活力のあるまち

- まちのシンボル、区民が集える場を創造します。
- 若者のエネルギーを活用したまちづくりを推進します。
- 魅力ある都市として、地域の歴史や特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、地域経済の活性化を図ります。
- 豊島区で働き、学ぶ人々や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめていきます。
- 安心して買物ができる環境を整備します。

4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

① 個性が醸成される、彩り豊かなまち

- 都市美や風景を多くの人と共に創り上げていきます。
- 芸術領域にとられない文化創造都市をめざします。

② 文化に触れ、文化と共に発展するまち

- 地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。
- 豊島で生まれ、発展した文化を育むとともに、それを発信していきます。
- 区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。
- 友好都市等との文化による交流をすすめ、にぎわいと発展を共有していきます。
- 生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりをすすめます。

③ 文化創造都市の魅力で世界に向けて発信するまち

- 区内にある芸術文化施設を核として、人間優先の空間形成、広場、公園、街路等の開放などをすすめ、まち全体が舞台となり、だれもが主役となる、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。
- 豊島区が誇る芸術・文化を世界に通用するアート・カルチャーとして位置づけ、広く世界に向けてその魅力を発信し、人や産業を惹きつけ、世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市づくりをすすめます。



第6章

構想実現のために

豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。

区民、NPO、ボランティア団体、事業者、大学等と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。

区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせて公表していきます。

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025

【豊島区基本構想】 構想期間：21世紀の第1四半世紀

基本構想（平成15年3月議決）

改定

改定基本構想（平成27年3月議決）

【豊島区基本計画】

計画期間：平成18年度～平成27年度

基本計画

改定

後期基本計画
（平成23年度～27年度）

新たな基本計画



改定後と改定前の基本構想の新旧対照表

改定前の基本構想	改定後の基本構想
<p>豊島区基本構想 平成15年3月19日議決</p> <p>はじめに</p> <p>新たな基本構想の策定にあたって （略）</p> <p>策定の背景 （略）</p> <p>第一章 基本構想の目的 （略）</p> <p>第二章 基本構想の期間 （略）</p> <p>第三章 将来像 （略）</p> <p>第四章 基本方針</p> <p>豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。</p> <p>区民が誇りを持ち、住み続けることができるまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめる、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。</p> <p>そこで、基本構想の将来像を実現するため、区に住み、学び、働き、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。</p> <p>一 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく～「参画」と「協働」のシステム構築～ （略）</p> <p>二 安心して住み続けられる、心のかよいうみどりのまちを創造する ～生活者としての区民が喜びあえるまち～ 区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。 ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安心のまちをめざして地域の連携を構築します。 また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。</p> <p>三 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす ～再び訪れたい魅力あるまち～ 東京を代表する都市として、業務、商業、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。 充実した交通機能を有するという特色を生かした活気あふれるまちづくりをすすめます。 また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。</p> <p>四 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす</p>	<p>豊島区基本構想 平成27年3月19日議決</p> <p>はじめに</p> <p>基本構想の見直しにあたって （追加）</p> <p>見直しの背景 （追加）</p> <p>平成15年における基本構想の策定の趣旨 （改定なし）</p> <p>平成15年における基本構想の策定の背景 （改定なし）</p> <p>第1章 基本構想の目的 （改定なし）</p> <p>第2章 基本構想の期間 （改定なし）</p> <p>第3章 将来像 （改定なし）</p> <p>第4章 基本方針</p> <p>豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。</p> <p>区民が誇りを持ち、住み続けることができる安全・安心で豊かなまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ豊島区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめる、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。</p> <p>そこで、基本構想の将来像を実現するため、豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。</p> <p>1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく～「参画」と「協働」のシステム構築～ （改定なし）</p> <p>2 安心して住み続けられる、心のかよいうみどりのまちを創造する ～すべての区民が喜びあえるまち～ 豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。 ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安全・安心のまちをめざして地域の連携を構築します。 また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。</p> <p>3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす ～再び訪れたい魅力あるまち～ 東京を代表する都市として世界に目を向けながら、<u>商業、業務、文化、観光</u>、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。 充実した交通機能を有するという特色を生かした活気あふれるまちづくりをすすめます。 また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。</p> <p>4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす</p>

